

証券コード 2138
平成30年 6月12日

株 主 各 位

東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー
クルーズ株式会社
代表取締役社長 小 渕 宏 二

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年 6月27日（水曜日）午後7時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|----|--|
| 1. 日 | 時 | 平成30年 6月28日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区港南二丁目16番4号
品川グラントセントラルタワー3階 ザ・グラントホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | 1. | 第17期（平成29年 4月1日から平成30年 3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第17期（平成29年 4月1日から平成30年 3月31日まで）計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|--------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である者を除く。）7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://crooz.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://crooz.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### 当連結会計年度の事業の状況

##### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府・日銀による経済対策や金融政策の効果が継続、雇用の改善などを含め緩やかな拡大を続けております。また、世界経済においては、一部地域における不安定化などが起きているものの、総じて緩やかな回復基調で推移していると判断しております。

当社グループの事業領域である国内BtoCのEC（消費者向け電子商取引）市場は平成28年に15兆円に達しており（注1）、また今後更に拡大し、平成33年度には25.6兆円に達する見込みと言われております（注2）。ファストファッション通販「SHOPLIST.com by CROOZ」（以下、SHOPLIST）は、まさにその市場拡大とともに成長を続けております。

当社は経営資源の選択と集中を図るため平成28年11月にエレメンタルストーリーを除く全てのゲームタイトルに関する事業とそれに関わる人材に関して、会社分割による譲渡を実施したことに伴い、当連結会計年度はSHOPLISTを中心としたEC事業に事業構造転換した初めての通期決算となりました。

SHOPLIST事業（注3）は成長を続けており、新規事業として平成24年7月にサービスを開始して6年目を迎えた当連結会計年度の売上高は214億円を超え、拡大を継続しております。今後も、新規ユーザー獲得を狙った大規模プロモーションや物流強化、リピート率向上などを通じて、事業規模拡大・サービス向上に注力してまいります。

また、当社は「インターネットの時代を動かす凄い100人を創る」ことをミッションに掲げ、平成30年5月10日開催の取締役会において、全ての事業を子会社化し、純粋持株会社となりグループ経営に移行するという新たな方針を策定いたしました。これに伴い、当社は事業を持たない純粋持株会社としてグループ運営の最適化への環境を整え、引き続きSHOPLIST事業の成長に注力し、企業価値の向上に努める一方で、当社の資産を活かした新規事業やM&Aにも積極的に挑戦し、第二・第三の事業の柱を創出してまいります。

当連結会計年度の経営成績は、売上高25,486,401千円（前連結会計年度比10.6%減）、営業利益725,300千円（前連結会計年度比65.5%減）、経常利益702,542千円（前連結会計年度比66.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益105,941千円（前連結会計年度比96.7%減）となりました。売上高に関しては、インターネットコンテンツ事業（ゲーム事業）（注4）の事業売却の影響により前連結会計年度比で10.6%の減収となりましたが、SHOPLIST事業は前連結会計年度比で12.6%の増収となりました。また営業利益に関しては、事業売却による売上高の減少に伴いインターネットコンテンツ事業（ゲーム事業）が1,078,783千円の減益となったこと、その他事業の投資積極化による損失が667,435千円あったことなどにより、前連結会計年度比で1,380,055千円の減益となっておりますが、SHOPLIST事業の営業利益率が4.0%と同事業では過去2番目に高い水準となり、利益額も前連結会計年度比207,327千円の増益となりました。

（注1）平成29年4月24日経済産業省「平成28年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）」を基に記載しております。

（注2）株式会社CyberZおよび株式会社シード・プランニングの共同調査情報を基に記載しております。

（注3）「SHOPLIST事業」につきましては、前連結会計年度まで「インターネットコマース事業」に含まれておりましたが、事業規模の拡大により経営における重要性が増したため、報告セグメントとして記載する方法に変更しております。これに伴い、SHOPLIST事業以外のインターネットコマース事業については、量的な重要性が乏しいことから報告セグメントに含めず、「その他」の区分に含めて記載する方法に変更しております。なお、当連結会計年度より、新たな報告セグメントの区分に基づいて開示を行っており、前連結会計年度比較については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組替えた数値で比較しております。

（注4）前連結会計期間のインターネットコンテンツ事業（ゲーム事業）の売上高については、売却対象事業の売上高が7ヶ月分（前期の第1四半期から第3四半期の10月分まで）含まれております。投資家の皆様におかれましては、対前連結会計年度における業績比較などにおいては上記の事実をご認識の上、十分にご注意をいただければと思います。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は112,758千円であり、その主なものはオフィス移転に伴う建物等の取得であります。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 重要な企業再編等の状況

- ① 平成29年5月24日付で、当社はオンライントラベル事業を行うCR00Z TRAVELIST株式会社の全株式を取得し、同社を当社の連結子会社といたしました。
- ② 平成29年10月19日付で、当社はオンラインファッションスタイリングサービス等の事業を行うCR00Z STYLING株式会社の51%の株式を取得し、同社を当社の連結子会社といたしました。

## (5) 対処すべき課題

当社グループは、インターネット業界における、ハードウェア、ソフトウェアの進化、ユーザーの嗜好の変化、他業界からの新規参入等の様々な急速な変化に対応するために、以下の課題を認識しており、対応していく方針であります。

### ① 多様な収益源の確保

当社グループは、ユーザーに受け入れられるサービスの移り変わりが激しいインターネット業界において、絶えず新たな収益源を模索していくことが重要と考えております。

SHOPLIST事業は、SHOPLISTの更なる事業拡大・サービスの向上を図りつつ、EC事業で得られた知見を活かした新規事業にも挑戦してまいります。

ゲーム事業は子会社のStudio Z株式会社を通じて、少数精鋭のチームにて一球入魂の開発体制で、高収益を生み出すヒット作の創出に、継続して挑戦しております。

また、SHOPLISTに続く第二・第三の柱の創出を目指し、新規事業の開発やM&Aを通じた新たな事業への参入などを検討してまいります。

### ② 事業スピードの最大化

変化の激しいインターネット業界においては、事業スピードを最大化することが重要であり、いかに多くのチャレンジをし、早期にその成否を見極められるかという仕組化が事業の成長には不可欠であると考えております。

当社グループは、全ての事業を子会社化し、コンパクトな組織にすることにより、開発手法や採用などあらゆる意思決定をそれぞれが創業時並みのスピードで行い、事業を推進してまいります。

### ③ 内部統制、コーポレートガバナンス体制の充実

企業が持続的に成長していくためには、内部統制の実効性を高め、日々充実させることが重要であると考えております。当社グループでは、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制を実施するのみならず、事業面・技術面・管理面の全てにおいて、当社独自に策定したチェック項目を四半期ごとに経営幹部が確認するとともに、チェック項目のブラッシュアップを日々行うことによって、内部管理体制及びコーポレートガバナンス体制を充実させております。

## (6) 財産及び損益の状況

| 区 分                 | 平成26年度<br>第14期 | 平成27年度<br>第15期 | 平成28年度<br>第16期 | 平成29年度<br>第17期<br>(当連結会計年度) |
|---------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 売上高(千円)             | 20,841,409     | 27,787,135     | 28,500,895     | 25,486,401                  |
| 経常利益(千円)            | 2,423,578      | 2,475,082      | 2,122,972      | 702,542                     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | 1,368,673      | 1,528,815      | 3,230,944      | 105,941                     |
| 1株当たり当期純利益(円)       | 119.32         | 127.60         | 269.05         | 8.78                        |
| 総資産(千円)             | 9,713,700      | 12,289,443     | 16,269,330     | 16,694,301                  |
| 純資産(千円)             | 7,639,836      | 8,978,700      | 12,081,189     | 12,117,637                  |
| 1株当たり純資産額(円)        | 635.96         | 746.97         | 998.17         | 998.47                      |

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名               | 資 本 金     | 当社の出資比率 | 主要な事業内容                                    |
|---------------------|-----------|---------|--------------------------------------------|
| CROOZ TRAVELIST株式会社 | 50,000千円  | 100%    | 格安航空券販売・比較サイト TRAVELIST by CROOZ の企画、開発、運営 |
| 株式会社Candle          | 54,408千円  | 100%    | メディア事業・新規事業の企画、開発、運営                       |
| Studio Z株式会社        | 120,000千円 | 100%    | エレメンタルストーリーを中心としたスマートフォン向けゲームの企画、開発、運営     |

## ③ 事業年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (8) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

平成28年11月にゲーム事業の大半を会社分割した上で譲渡したことに伴い、当社の主力事業はファストファッション通販「SHOPLIST.com by CROOZ」を中心としたEC事業となっております。なお、100%子会社であるStudio Z株式会社などにおいて、継続してゲーム事業を展開しているほか、各子会社にてインターネット関連の各種事業を展開しております。

## (9) 主要な事業所（平成30年3月31日現在）

| 名 称                 | 所 在 地  |
|---------------------|--------|
| クルーズ株式会社            | 東京都港区  |
| CROOZ TRAVELIST株式会社 | 東京都港区  |
| 株式会社Candle          | 東京都渋谷区 |
| Studio Z株式会社        | 東京都港区  |

## (10) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

| 従 業 員 数   | 前 連 結 会 計 年 度 末 比<br>増 減 |
|-----------|--------------------------|
| 204 (9) 名 | 6名増                      |

(注) 従業員数は正規使用人のみで、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

金融機関からの借入金はありません。

なお、取引金融機関と融資限度額を決めたりボルビング・クレジット・ファシリティ契約（融資限度額20億円）を締結しております。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 43,886,400株

(2) 発行済株式の総数 12,078,535株

（自己株式数852,565株を除く。）

(3) 株主数 5,281人

(4) 大株主

| 株 主 名                                                 | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------------------|------------|---------|
| 小 渕 宏二                                                | 3,350,000株 | 27.73%  |
| NOMURA PB NOMINEES TK1 LIMITED                        | 1,340,200株 | 11.09%  |
| 田 澤 知志                                                | 1,020,000株 | 8.44%   |
| BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND             | 516,800株   | 4.27%   |
| DEUTSCHE BANK AG LONDONGPF CLIENT OMNI - FULL TAX 613 | 476,200株   | 3.94%   |
| モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社                                  | 395,488株   | 3.27%   |
| MSIP CLIENT SECURITIES                                | 271,100株   | 2.24%   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                               | 268,600株   | 2.22%   |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL                           | 249,200株   | 2.06%   |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）                             | 221,800株   | 1.83%   |

（注） 1. 当社は自己株式を852,565株保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除し、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対して交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当事業年度末日において当社役員が保有している新株予約権等（職務執行の対価として交付されたものを除く）の状況

##### ① 平成23年4月4日開催の取締役会決議による新株予約権

|                             |                                   |
|-----------------------------|-----------------------------------|
| 新株予約権の名称                    | 第7回新株予約権                          |
| 保有者数                        | 取締役（監査等委員を除く）1名                   |
| 新株予約権の数                     | 10,000個（新株予約権1個につき100株）（注1）       |
| 新株予約権の目的である株式の数             | 1,000,000株（注1）                    |
| 新株予約権の発行価額                  | 1個あたり 470円                        |
| 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額        | 1個あたり 73,400円<br>（1株あたり 734円）（注1） |
| 新株予約権の行使に関して株式を発行する場合の資本組入額 | 1個あたり 36,935円                     |
| 新株予約権を行使することができる期間          | 平成23年4月20日から平成33年4月19日まで          |
| 新株予約権の行使の条件                 | （注2）                              |

##### ② 平成24年8月8日開催の取締役会決議による新株予約権

|                             |                                   |
|-----------------------------|-----------------------------------|
| 新株予約権の名称                    | 第8回新株予約権                          |
| 保有者数                        | 取締役（監査等委員を除く）2名                   |
| 新株予約権の数                     | 140個（新株予約権1個につき100株）（注1）          |
| 新株予約権の目的である株式の数             | 14,000株（注1）                       |
| 新株予約権の発行価額                  | 1個あたり 2,087円                      |
| 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額        | 1個あたり 50,100円<br>（1株あたり 501円）（注1） |
| 新株予約権の行使に関して株式を発行する場合の資本組入額 | 1個あたり 26,094円                     |
| 新株予約権を行使することができる期間          | 平成24年8月25日から平成34年8月24日まで          |
| 新株予約権の行使の条件                 | （注3）                              |



③ 平成27年 5 月15日開催の取締役会決議による新株予約権

|                             |                                     |
|-----------------------------|-------------------------------------|
| 新株予約権の名称                    | 第12回新株予約権                           |
| 保有者数                        | 取締役（監査等委員を除く） 1 名                   |
| 新株予約権の数                     | 170個(新株予約権 1 個につき100株)              |
| 新株予約権の目的である株式の数             | 17,000株                             |
| 新株予約権の発行価額                  | 1 個あたり 10,000円                      |
| 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額        | 1 個あたり 308,500円<br>( 1 株あたり 3,085円) |
| 新株予約権の行使に関して株式を発行する場合の資本組入額 | 1 個あたり 159,250円                     |
| 新株予約権を行使することができる期間          | 平成27年 6 月 2 日から平成37年 6 月 1 日まで      |
| 新株予約権の行使の条件                 | (注 4)                               |

④ 平成29年 6 月20日開催の取締役会決議による新株予約権

|                             |                                     |
|-----------------------------|-------------------------------------|
| 新株予約権の名称                    | 第14回新株予約権                           |
| 保有者数                        | 取締役（監査等委員を除く） 2 名                   |
| 新株予約権の数                     | 670個(新株予約権 1 個につき100株)              |
| 新株予約権の目的である株式の数             | 67,000株                             |
| 新株予約権の発行価額                  | 1 個あたり 100円                         |
| 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額        | 1 個あたり 285,200円<br>( 1 株あたり 2,852円) |
| 新株予約権の行使に関して株式を発行する場合の資本組入額 | 1 個あたり 142,650円                     |
| 新株予約権を行使することができる期間          | 平成29年 7 月 6 日から平成39年 7 月 5 日まで      |
| 新株予約権の行使の条件                 | (注 5)                               |

⑤ 平成30年 3 月 7 日開催の取締役会決議による新株予約権

|                             |                                     |
|-----------------------------|-------------------------------------|
| 新株予約権の名称                    | 第15回新株予約権                           |
| 保有者数                        | 取締役（監査等委員を除く） 3 名                   |
| 新株予約権の数                     | 3,877個(新株予約権 1 個につき100株)            |
| 新株予約権の目的である株式の数             | 387,700株                            |
| 新株予約権の発行価額                  | 1 個あたり 100円                         |
| 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額        | 1 個あたり 217,200円<br>( 1 株あたり 2,172円) |
| 新株予約権の行使に関して株式を発行する場合の資本組入額 | 1 個あたり 108,650円                     |
| 新株予約権を行使することができる期間          | 平成30年 3 月27日から平成50年 3 月26日まで        |
| 新株予約権の行使の条件                 | (注 6)                               |

(注1) 平成22年9月14日開催の取締役会決議により、平成22年10月1日をもって普通株式1株を2株に分割したこと、平成23年2月2日開催の取締役会決議により、平成23年3月1日をもって普通株式1株を2株に分割したこと、及び平成25年4月15日開催の取締役会決議により、平成25年10月1日をもって普通株式1株を100株に分割することに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使に際して払い込みをすべき金額、及び資本組入額を調整しております。

(注2) 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認めるものとする。
- (2) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の普通取引終値の一度でも権利行使価額に30%(ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」の定めに基づいて取締役会により適切に調整されるものとする。)を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額の76%(ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」の定めに基づいて取締役会により適切に調整されるものとする。)の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
  - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や株式会社東京証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(注3) 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (2) 本新株予約権者は、以下の区分に従い、割当てられた新株予約権個数のうち、その全部又は一部につき新株予約権を行使することができる。但し、権利行使は1個単位とする。
  - (a) 平成24年8月25日から平成27年8月24日までは、割当てられた新株予約権の行使は一切できないものとする。
  - (b) 平成27年8月25日から平成30年8月24日までは、割当てられた新株予約権のうち、2分の1を上限として行使できる。
  - (c) 平成30年8月25日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでは、割当てられた新株予約権のうち、2分の1を上限として行使できる。
  - (d) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも300億円を超過しなかった場合、割当てられた新株予約権の行使は一切できないものとする。
  - (e) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも300億円を超過した場合、上記(a)乃至(c)の定めに従い、割当てられた新株予約権のうち、2分の1について行使できる。
  - (f) 割当日から平成30年8月24日までの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも600億円を超過した場合、上記(a)乃至(c)の定めに従い、割当てられた新株予約権の全てを行使することができるものとする。ただし、本新株予約権者が行使した新株予約権の数が、上記(b)に規定する上限に達しない場合、上記(c)の定めにかかわらず、割当てられた新株予約権のうち未行使の新株予約権を全て行使することができるものとする。
  - (g) 平成30年8月25日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも600億円を超過した場合、上記(c)の定めにかかわらず、超過した時点以降、割当てられた新株予約権の全てを行使することができるものとする。

- (3) 上記(2)にかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の一度でも権利行使価額に30%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額の75%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や当社が上場している証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(注4) 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (2) 新株予約権者は、以下の区分に従い、割当てられた新株予約権個数のうち、その全部又は一部につき新株予約権を行使することができる。但し、権利行使は1個単位とする。
  - (a) 平成27年6月2日から平成29年12月1日までは、割当てられた新株予約権の行使は一切できないものとする。
  - (b) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも1,250億円を超過した場合、上記(a)にて定める期間を除き、割当てられた新株予約権のすべてを行使できる。
  - (c) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも1,250億円を超過しない限り、上記(a)にて定める期間を超過した日以降であっても、割り当てられた新株予約権の行使は一切できないものとする。
- (3) 上記(2)にかかわらず、割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の一度でも権利行使価額に30%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額の95%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
  - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や当社が上場している証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(注5) 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (2) 新株予約権者は、以下の区分に従い、割当てられた新株予約権個数のうち、その全部又は一部につき新株予約権を行使することができる。但し、権利行使は1個単位とする。
  - (a) 平成29年7月6日から平成32年3月31日までは、割当てられた新株予約権の行使は一切できないものとする。
  - (b) 新株予約権者は、平成30年3月期から平成38年3月期までのいずれかの期における連結営業利益が25億円を超過した場合、上記(a)にて定める期間を除き、割当てられた新株

予約権の全てを行使することができる。なお、ここでいう連結営業利益の判定においては、当社が金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

- (c) 平成30年3月期から平成38年3月期までのいずれかの期における連結営業利益が25億円を超過しない限り、上記(a)にて定める期間を経過した日以降であっても、割当てられた新株予約権の行使は一切できないものとする。
- (3) 上記(2)にかかわらず、割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を権利行使価額の95%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や当社が上場している証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

#### (注6) 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (2) 新株予約権者は、新規事業による連結取扱高又は当該新規事業に係る営業利益が、以下に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割当てられた新株予約権個数のうち当該各号に定める割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として、新株予約権を行使することができる。ただし、権利行使は1個単位とする。なお、ここでいう新規事業とは、割当日時点において当社グループにおいて取扱高が発生していない事業をいうものとし、連結取扱高の具体的な算定方法については、新規事業に応じて取締役会で定めるものとする。
- (a) 割当日から2年を経過し、かつ、2019年3月期以降のいずれかの当社連結会計年度における、新規事業による連結取扱高が20億円以上又は当該新規事業に係る営業利益が4億円以上：行使可能割合33%
- (b) 割当日から4年を経過し、かつ、2019年3月期以降のいずれかの当社連結会計年度における、新規事業による連結取扱高が100億円以上又は当該新規事業に係る営業利益が20億円以上：行使可能割合60%
- (c) 割当日から6年を経過し、かつ、2019年3月期以降のいずれかの当社連結会計年度における、新規事業による連結取扱高が300億円以上又は当該新規事業に係る営業利益が60億円以上：行使可能割合100%
- (3) 上記(2)にかかわらず、割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額に30%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額の75%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や当社が上場している証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とさ

- れていた事情に大きな変更が生じた場合  
 (d)その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等

| 会社における地位       | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況                               |
|----------------|-------|--------------------------------------------|
| 代表取締役社長        | 小淵 宏二 | -                                          |
| 取締役            | 仲佐 義規 | 新規事業管掌                                     |
| 取締役            | 稲垣 佑介 | 経営戦略管掌                                     |
| 取締役            | 張本 貴雄 | SHOPLIST事業管掌<br>CROOZ SHOPLIST株式会社 代表取締役社長 |
| 取締役            | 古瀬 祥一 | 新規事業管掌<br>CROOZ Media Partners株式会社 代表取締役社長 |
| 取締役            | 対馬 慶祐 | プライスレス管掌                                   |
| 取締役            | 矢嶋 健二 | 株式会社TWIN PLANET 代表取締役                      |
| 取締役            | 小島 亮平 | SHOPLIST事業管掌                               |
| 取締役<br>(監査等委員) | 永井 文隆 | 永井公認会計士事務所 代表                              |
| 取締役<br>(監査等委員) | 立松 進  | 株式会社U. P. n. P. 代表取締役                      |
| 取締役<br>(監査等委員) | 川井 崇司 | 株式会社すごい会議どすえ 代表取締役                         |

- (注) 1. 監査等委員である取締役永井文隆、川井崇司及び立松進の3氏は社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付け一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査等委員である取締役永井文隆氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員会が必要に応じて監査を補佐する担当者を任命・指揮命令して監査を行う体制としており、監査等委員会の監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

## (2) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

| 区 分                        | 支 給 人 員     | 支 給 額                   |
|----------------------------|-------------|-------------------------|
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 8人<br>（ -人） | 171,438千円<br>（ -千円）     |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 3人<br>（ 3人） | 31,100千円<br>（ 31,100千円） |
| 合計                         | 11人         | 202,538千円               |

- (注) 1. 平成28年6月29日開催の第15回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額を年額500万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨の決議をいただいております。
2. 平成28年6月29日開催の第15回定時株主総会において、取締役（監査等委員）の報酬限度額を年額500万円以内とする旨の決議をいただいております。
3. 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 区分             | 氏名    | 兼職先              | 兼職内容  | 当該他の法人等との関係                                |
|----------------|-------|------------------|-------|--------------------------------------------|
| 取締役<br>（監査等委員） | 永井 文隆 | 永井公認会計士事務所       | 代表    | 当社と永井公認会計士事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。        |
| 取締役<br>（監査等委員） | 立松 進  | 株式会社 U. P. n. P. | 代表取締役 | 当社と株式会社 U. P. n. P. との間に重要な取引その他の関係はありません。 |
| 取締役<br>（監査等委員） | 川井 崇司 | 株式会社すごい会議どすえ     | 代表取締役 | 当社と株式会社すごい会議どすえとの間に重要な取引その他の関係はありません。      |

### ② 当事業年度における主な活動状況

| 会社における地位       | 氏 名   | 活動状況                                                                                                                            |
|----------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>（監査等委員） | 永井 文隆 | 当事業年度の取締役会及び監査等委員会は、在任中開催されたすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、また監査等委員会委員長として内部統制システムの構築についても助言・提言を行っております。 |
| 取締役<br>（監査等委員） | 立松 進  | 当事業年度の取締役会及び監査等委員会は、在任中開催されたすべてに出席いたしました。会社の経営者としての見地から、議案審議等に必要の発言を行っております。                                                    |
| 取締役<br>（監査等委員） | 川井 崇司 | 当事業年度の取締役会は、在任中開催された20回のうち14回に出席し、監査等委員会は、在任中開催された12回のうち10回に出席いたしました。経営コンサルタントとしての見地から、経営マネジメントの分野にわたって発言を行っております。              |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                  | 支 払 額    |
|----------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額           | 24,250千円 |
| 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,250千円 |

(注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分することができないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。



## 6. 会社の体制及び方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める事項について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### (1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役会は、法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「行動規範」を率先垂範して行い、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底をはかる。また、法令遵守体制にかかる規程の整備を行い、コンプライアンス体制の整備を行う。また、弁護士等の外部専門家から、必要に応じてアドバイスを受ける体制を整え、業務運営の適法性の確保に努める。
- b. 当社は、報告・相談体制である「スピークアップ制度」を設けて社内においてコンプライアンス違反が行われ、又は行われようとしていることが判明した際に、報告・相談を受け付ける体制を構築する。また、公益通報者保護法に準じて、通報内容を適正に取り扱い、通報者情報の秘匿など通報者に対して不利益な扱いを行わない旨を定める。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る文書その他の情報については、当社の「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行う。

#### ③ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社及び当社グループは、個人情報に関する規程、情報セキュリティに関する規程などのリスクマネジメントに関する規程に基づき、リスクの洗い出しと軽減に取り組み、リスク管理体制を構築する。
- b. 当社は、代表取締役社長が、当社グループのリスク管理について全体的に統括し、継続的に監視するとともに、経営に重大な影響を与えるリスクについては、取締役会に遅滞なく報告される体制を整備・維持する。
- c. リスクマネジメント担当部署は、当社グループに関するリスクの把握に努め、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
- d. 当社及び当社グループのリスク管理体制の有効性については、内部監査担当を含む経営幹部が定期的に監査を行う。



- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 当社は、定例の取締役会を原則毎月1回、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、法令・定款・社内規程に基づき迅速に重要事項の決定並びに業務執行状況の管理・監督を行える体制を整備する。また、取締役及び代表取締役社長の指名を受けた者をメンバーとする経営会議を定期的に開催し、事業の基本方針その他業務執行における重要事項について審議を行い、会社経営の基本戦略を議論し、業務遂行の円滑適正な運営を図る。
  - b. 職務分掌規程及び職務権限規程に基づき、職位及び各職位の責任と権限を明確にし、業務の組織的かつ効率的な運営を図るとともに、責任体制の確立を行う。
  - c. 中期経営方針及びロードマップを策定し、目標達成のための活動を行い、その進捗状況を管理する。
- ⑤ 次に掲げる体制その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
当社は、原則として子会社の取締役又は監査役を当社から1名以上派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督又は監査を行う。子会社の事業運営、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備その他子会社の経営管理については、関係会社管理規程に基づきリスクマネジメント担当部署が担当する。また、子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、定期的な当社への事業の状況及びリスク管理状況に関する報告を徴求し、重要事項については適切な承認を得るものとする。
  - b. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は子会社に、法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「行動規範」を行わせ、その遵守の重要性について繰り返し情報発信することにより、その周知徹底をはかる。また、法令遵守体制にかかる規程の整備を行わせ、コンプライアンス体制の整備を行う。また、弁護士等の外部専門家から、必要に応じてアドバイスを受ける体制の整備をさせ、業務運営の適法性の確保に努める体制を構築させる。
  - c. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社は、子会社に、法令遵守体制にかかる規程の整備を行わせ、コンプライアンス体制の整備を行う。また、弁護士等の外部専門家から、必要に応じてアドバイスを受ける体制の整備をさせ、業務運営の適法性の確保に努める体制を構築させる。
  - d. その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

監査等委員である取締役と内部監査担当が緊密に連携し、当社グループの業務監査を実施する。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会は、必要に応じて特定の補助使用人に業務を命じることができるものとする。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会が補助使用人等を置くことを求めた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役が協議を行い、その補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、適切な指揮・命令・指導及び評価のための管理システムを確立する。

- ⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の補助使用人を選任している場合には、その補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

- ⑨ 当社グループの取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制

監査等委員である取締役は、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、業務執行に関する重要な書類を適宜閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に対して、職務執行についての報告を求めることができるものとする。また、当社グループの取締役会は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する。

- ⑩ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。

- ⑪ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払い、又は償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用または債務の処理については、監査等委員である取締役の請求等に従い速やかに処理する。

- ⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会に対して、業務執行取締役及び重要な使用人からヒアリングを

実施する機会を与えることとともに、代表取締役社長、内部監査担当、監査法人と必要に応じて意見交換会を開催する。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適正な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。

⑭ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、取締役、本社部門、事業部門が一体となり、取引先全てに対し反社会的勢力にあたらない事を自社又は第三者機関にて調査し、確認を行う。また、当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、特殊暴力防止対策協議会に加盟し、反社会的勢力排除に断固たる姿勢で臨む。万が一、反社会的勢力による不正要求行為等が発生した場合にも、リスクマネジメント担当部署が中心となり、各都道府県の警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門家との連携をとることの出来る体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社及び当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社及び当社グループの使用人に対し、コンプライアンスについて社内研修での教育等で説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社は、報告・相談体制である「スピークアップ制度」を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

当社及び当社グループの経営幹部によるリスク管理を主題とした定例会議を4回開催いたしました。当社及び当社グループの各本部から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、リスクマネジメント担当部署において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び当社グループの内部

監査を実施いたしました。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化及び将来の事業展開のための内部留保を図りつつ、安定的な配当の維持に努めることを基本方針としております。

当期の配当に関しては未定としておりましたが、今後については、SHOPLIST事業の取扱高成長に向けた積極的なプロモーション活動、第二・第三の柱を創出するための新規事業への投資など、グループの売上最大化のために事業資金を投下するため、当期の剰余金の配当に関しては無配とさせていただきます。

売上拡大の上でさらなる利益確保を図り、結果的に中長期的な企業価値向上を実現することで株主の皆様へより多くの還元が可能になると考えています。

一方、自己株式の取得や株主優待制度などの新たな株主還元施策について検討してまいります。

# 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額        | 科 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|-----------------|------------|
| (資 産 の 部)       |            | (負 債 の 部)       |            |
| 流 動 資 産         | 13,649,136 | 流 動 負 債         | 4,459,164  |
| 現 金 及 び 預 金     | 10,159,712 | 買 掛 金           | 2,345,233  |
| 売 掛 金           | 2,311,755  | 未 払 金           | 1,076,819  |
| 繰 延 税 金 資 産     | 37,641     | 未 払 法 人 税 等     | 93,484     |
| そ の 他           | 1,140,027  | ポ イ ン ト 引 当 金   | 87,302     |
| 固 定 資 産         | 3,045,165  | そ の 他           | 856,325    |
| 有形固定資産          | 471,329    | 固 定 負 債         | 117,500    |
| 建 物             | 137,677    | 長 期 借 入 金       | 117,500    |
| 機 械 及 び 装 置     | 295,706    | 負 債 合 計         | 4,576,664  |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 37,945     | (純 資 産 の 部)     |            |
| 無形固定資産          | 1,228,622  | 株 主 資 本         | 12,033,506 |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 105,186    | 資 本 金           | 453,248    |
| の れ ん           | 1,119,071  | 資本剰余金           | 1,387,497  |
| そ の 他           | 4,365      | 利益剰余金           | 10,700,243 |
| 投資その他の資産        | 1,345,213  | 自己株式            | △507,483   |
| 投 資 有 価 証 券     | 687,784    | その他の包括利益累計額     | 26,559     |
| 繰 延 税 金 資 産     | 75,082     | その他有価証券評価差額金    | 23,386     |
| そ の 他           | 671,255    | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 3,173      |
| 貸 倒 引 当 金       | △88,909    | 新株予約権           | 17,772     |
| 資 産 合 計         | 16,694,301 | 非支配株主持分         | 39,799     |
|                 |            | 純 資 産 合 計       | 12,117,637 |
|                 |            | 負 債 純 資 産 合 計   | 16,694,301 |

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額     |            |
|--------------------|---------|------------|
| 売上高                |         | 25,486,401 |
| 売上原価               |         | 18,436,020 |
| 売上総利益              |         | 7,050,381  |
| 販売費及び一般管理費         |         | 6,325,080  |
| 営業利益               |         | 725,300    |
| 営業外収益              |         |            |
| 持分法による投資利益         | 13,436  |            |
| 業務受託手数料            | 2,550   |            |
| その他                | 6,257   | 22,243     |
| 営業外費用              |         |            |
| 支払和解金              | 5,187   |            |
| 投資事業組合運用損          | 32,257  |            |
| その他                | 7,556   | 45,001     |
| 経常利益               |         | 702,542    |
| 特別利益               |         |            |
| 受取和解金              | 95,273  |            |
| その他                | 648     | 95,921     |
| 特別損失               |         |            |
| 減損損失               | 263,253 |            |
| 固定資産除却損            | 7,120   |            |
| その他                | 2,179   | 272,553    |
| 税金等調整前当期純利益        |         | 525,910    |
| 法人税、住民税及び事業税       | 399,492 |            |
| 法人税等調整額            | 23,095  | 422,587    |
| 当期純利益              |         | 103,323    |
| 非支配株主に帰属する当期純損失（△） |         | △2,618     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益    |         | 105,941    |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本 |           |            |          |            |
|--------------------------|---------|-----------|------------|----------|------------|
|                          | 資本金     | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 自己株式     | 株主資本合計     |
| 当 期 首 残 高                | 449,465 | 1,294,907 | 10,775,262 | △507,483 | 12,012,151 |
| 当 期 変 動 額                |         |           |            |          |            |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使)      | 3,783   | 3,783     |            |          | 7,567      |
| 剰余金の配当                   |         |           | △180,960   |          | △180,960   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益      |         |           | 105,941    |          | 105,941    |
| 非支配株主との取引に係る<br>親会社の持分変動 |         | 88,806    |            |          | 88,806     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額）  |         |           |            |          |            |
| 当期変動額合計                  | 3,783   | 92,589    | △75,018    | －        | 21,354     |
| 当 期 末 残 高                | 453,248 | 1,387,497 | 10,700,243 | △507,483 | 12,033,506 |

|                          | その他の包括利益累計額      |          |                   | 新株予約権  | 非支配株主持分 | 純資産合計      |
|--------------------------|------------------|----------|-------------------|--------|---------|------------|
|                          | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益<br>累計額合計 |        |         |            |
| 当 期 首 残 高                | 25,321           | 4,537    | 29,858            | 17,755 | 21,423  | 12,081,189 |
| 当 期 変 動 額                |                  |          |                   |        |         |            |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使)      |                  |          |                   |        |         | 7,567      |
| 剰余金の配当                   |                  |          |                   |        |         | △180,960   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益      |                  |          |                   |        |         | 105,941    |
| 非支配株主との取引に係る<br>親会社の持分変動 |                  |          |                   |        |         | 88,806     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額）  | △1,935           | △1,363   | △3,298            | 16     | 18,375  | 15,093     |
| 当期変動額合計                  | △1,935           | △1,363   | △3,298            | 16     | 18,375  | 36,447     |
| 当 期 末 残 高                | 23,386           | 3,173    | 26,559            | 17,772 | 39,799  | 12,117,637 |

# 貸 借 対 照 表

(平成30年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額        | 科 目                     | 金 額        |
|-----------------|------------|-------------------------|------------|
| (資 産 の 部)       |            | (負 債 の 部)               |            |
| 流 動 資 産         | 11,756,212 | 流 動 負 債                 | 3,567,936  |
| 現 金 及 び 預 金     | 8,982,308  | 買 掛 金                   | 2,083,263  |
| 売 掛 金           | 1,650,492  | 未 払 金                   | 1,154,441  |
| 前 払 費 用         | 50,308     | 未 払 費 用                 | 1,317      |
| 前 渡 金           | 99,969     | 前 受 金                   | 59,762     |
| 繰 延 税 金 資 産     | 40,551     | 預 り 金                   | 166,713    |
| そ の 他           | 964,583    | ポ イ ン ト 引 当 金           | 87,302     |
| 貸 倒 引 当 金       | △32,000    | そ の 他                   | 15,135     |
| 固 定 資 産         | 3,669,039  | 固 定 負 債                 | 30,000     |
| 有形固定資産          | 436,436    | 債 務 保 証 損 失 引 当 金       | 30,000     |
| 建 物             | 107,897    | 負 債 合 計                 | 3,597,936  |
| 機 械 及 び 装 置     | 295,706    | (純 資 産 の 部)             |            |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 32,832     | 株 主 資 本                 | 11,794,459 |
| 無形固定資産          | 38,715     | 資 本 金                   | 453,248    |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 34,350     | 資 本 剰 余 金               | 1,298,691  |
| そ の 他           | 4,365      | 資 本 準 備 金               | 443,248    |
| 投資その他の資産        | 3,193,888  | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 855,442    |
| 投 資 有 価 証 券     | 642,094    | 利 益 剰 余 金               | 10,550,002 |
| 関 係 会 社 株 式     | 2,086,825  | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 10,550,002 |
| 繰 延 税 金 資 産     | 53,048     | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 10,550,002 |
| そ の 他           | 500,829    | 自 己 株 式                 | △507,483   |
| 貸 倒 引 当 金       | △88,909    | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 15,356     |
| 資 産 合 計         | 15,425,252 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 15,356     |
|                 |            | 新 株 予 約 権               | 17,499     |
|                 |            | 純 資 産 合 計               | 11,827,315 |
|                 |            | 負 債 純 資 産 合 計           | 15,425,252 |



# 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金       | 額          |
|--------------|---------|------------|
| 売上高          |         | 21,657,218 |
| 売上原価         |         | 16,271,171 |
| 売上総利益        |         | 5,386,046  |
| 販売費及び一般管理費   |         | 4,625,816  |
| 営業利益         |         | 760,229    |
| 営業外収益        |         |            |
| 受取利息         | 6,202   |            |
| 業務受託手数料      | 21,384  |            |
| その他          | 2,796   | 30,383     |
| 営業外費用        |         |            |
| 投資事業組合運用損    | 30,143  |            |
| 貸倒引当金繰入額     | 32,000  |            |
| その他          | 5,133   | 67,276     |
| 経常利益         |         | 723,336    |
| 特別利益         |         |            |
| 受取和解金        | 95,273  |            |
| その他          | 648     | 95,921     |
| 特別損失         |         |            |
| 減損損失         | 46,834  |            |
| 固定資産除却損      | 7,120   |            |
| 関係会社株式評価損    | 224,999 |            |
| その他          | 40,271  | 319,226    |
| 税引前当期純利益     |         | 500,031    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 200,638 |            |
| 法人税等調整額      | 38,574  | 239,213    |
| 当期純利益        |         | 260,818    |

## 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |         |          |           |                     |            |          |            |
|-------------------------|---------|---------|----------|-----------|---------------------|------------|----------|------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   |          |           | 利益剰余金               |            | 自己株式     | 株主資本合計     |
|                         |         | 資本準備金   | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計   | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計    |          |            |
| 当 期 首 残 高               | 449,465 | 439,465 | 855,442  | 1,294,907 | 10,470,144          | 10,470,144 | △507,483 | 11,707,034 |
| 当 期 変 動 額               |         |         |          |           |                     |            |          |            |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) | 3,783   | 3,783   |          | 3,783     |                     |            |          | 7,567      |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |         |          |           | △180,960            | △180,960   |          | △180,960   |
| 当 期 純 利 益               |         |         |          |           | 260,818             | 260,818    |          | 260,818    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |         |          |           |                     |            |          |            |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 3,783   | 3,783   | —        | 3,783     | 79,858              | 79,858     | —        | 87,425     |
| 当 期 末 残 高               | 453,248 | 443,248 | 855,442  | 1,298,691 | 10,550,002          | 10,550,002 | △507,483 | 11,794,459 |

|                         | 評価・換算<br>差額等     |                | 新株予約権  | 純資産合計      |
|-------------------------|------------------|----------------|--------|------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |            |
| 当 期 首 残 高               | 22,011           | 22,011         | 17,755 | 11,746,801 |
| 当 期 変 動 額               |                  |                |        |            |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) |                  |                |        | 7,567      |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |                |        | △180,960   |
| 当 期 純 利 益               |                  |                |        | 260,818    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | △6,654           | △6,654         | △255   | △6,910     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △6,654           | △6,654         | △255   | 80,514     |
| 当 期 末 残 高               | 15,356           | 15,356         | 17,499 | 11,827,315 |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年 5 月21日

クルーズ株式会社

取締役会 御 中

### 有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 篠 原 孝 広 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 倉 本 和 芳 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クルーズ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クルーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年 5 月 21 日

クルーズ株式会社

取締役会 御 中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 篠原 孝 広 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 倉本 和 芳 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クルーズ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年5月10日開催の取締役会において、SHOPLIST事業を会社分割し、連結子会社であるCR00Z SHOPLIST株式会社に承継させることを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツから受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月21日

クルーズ株式会社 監査等委員会

監査等委員（社外取締役） 永井 文隆 ㊞

監査等委員（社外取締役） 立松 進 ㊞

監査等委員（社外取締役） 川井 崇司 ㊞

以 上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社は、平成30年5月10日開催の取締役会において、「インターネットの時代を動かす凄い100人を創る」ことをミッションに掲げ、全ての事業を子会社化し純粋持株会社体制へ移行することを決定いたしました。これを踏まえ、引き続きSHOPLIST事業の成長に注力し、企業価値の向上に努める一方で、当社の資産を活かした新規事業やM&Aにも積極的に挑戦し、第二・第三の事業の柱を創出するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

| 現 行 定 款                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第2条 （目的）</p> <p>当社は、次の<u>事業を営む</u>ことを目的とする。</p> <p>1.<br/>～<br/>14.</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>15. （条文省略）</p> | <p>第2条 （目的）</p> <p>当社は、次の各号に掲げる事業を営むこと、<u>ならびに当該各号に掲げる事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理すること</u>を目的とする。</p> <p>1.<br/>～<br/>14.</p> <p>15. <u>経営戦略及び経営目標の立案並びに実行の支援</u></p> <p>16. <u>旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業</u></p> <p>17. （現行どおり）</p> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現任の取締役（監査等委員である者を除く。）8名は任期満了となりますため、取締役（監査等委員である者を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である者を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)         | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                            | 所有する<br>当 社<br>の株式数 |
|------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1          | 小 淵 宏 二<br>(昭和49年11月4日生) | 平成7年4月 株式会社ホテル京急入社<br>平成8年4月 シーエスアイ株式会社（現：株式会社CSI<br>ソリューションズ）入社<br>平成13年5月 当社設立 代表取締役社長（現任）<br>(地位及び担当) 代表取締役社長                                            | 3,350,000株          |
| 2          | 仲 佐 義 規<br>(昭和55年4月26日生) | 平成16年4月 当社入社<br>平成22年5月 当社執行役員<br>平成23年6月 当社取締役（現任）<br>(地位及び担当) 取締役 最高執行責任者COO                                                                              | 17,000株             |
| 3          | 稲 垣 佑 介<br>(昭和57年9月14日生) | 平成15年9月 株式会社ワールドコンパイル設立 代表<br>取締役社長<br>平成23年7月 株式会社BANEX JAPAN 取締役副社長<br>平成25年4月 当社入社 執行役員<br>平成28年6月 当社取締役（現任）<br>平成29年1月 税理士登録<br>(地位及び担当) 取締役 最高財務責任者CFO | -株                  |
| 4          | 張 本 貴 雄<br>(昭和59年8月6日生)  | 平成19年4月 当社入社<br>平成22年5月 当社執行役員<br>平成26年6月 当社取締役（現任）<br>(地位及び担当) 取締役 ファッションEC事業領域管掌<br>(重要な兼職の状況)<br>CROOZ SHOPLIST株式会社 代表取締役社長                              | 14,800株             |
| 5          | 古 瀬 祥 一<br>(昭和57年3月28日生) | 平成14年4月 当社入社<br>平成18年4月 当社取締役（現任）<br>(地位及び担当) 取締役 広告事業領域管掌<br>(重要な兼職の状況)<br>CROOZ Media Partners株式会社 代表取締役社長                                                | 14,000株             |
| 6          | 対 馬 慶 祐<br>(昭和54年2月10日生) | 平成16年4月 当社入社<br>平成22年5月 当社執行役員<br>平成23年6月 当社取締役（現任）<br>(地位及び担当) 取締役 最高人事責任者CHO                                                                              | 13,000株             |
| 7          | 矢 嶋 健 二<br>(昭和55年10月7日生) | 平成16年9月 株式会社つばさレコーズ 代表取締役<br>平成18年11月 株式会社TWIN PLANET設立 代表取締役<br>(現任)<br>平成28年6月 当社取締役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社TWIN PLANET 代表取締役                           | 1,000株              |

(注) 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。なお、その他各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

古瀬祥一氏は、当社子会社であるCROOZ Media Partners株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社に対して、債務の連帯保証を行っております。

矢嶋健二氏は、株式会社TWIN PLANETの代表取締役を兼務しており、同社は当社と広告に関連する業務委託等の取引があります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現任の監査等委員である取締役3名は任期満了となりますため、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)         | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当 社<br>の株式数 |
|------------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1          | 永 井 文 隆<br>(昭和52年2月20日生) | 平成17年12月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人<br>トーマツ）入所<br>平成22年7月 公認会計士登録<br>平成23年9月 永井公認会計士事務所（現 永井公認会計<br>士税理士事務所）代表（現任）<br>平成23年10月 税理士登録<br>平成25年1月 米国公認会計士登録<br>平成27年6月 当社取締役（社外）<br>平成28年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>永井公認会計士事務所 代表 | -株                  |
| 2          | 立 松 進<br>(昭和22年6月15日生)   | 平成5年3月 株式会社アール・ケイ・トラック（株式会<br>社良品計画 子会社）代表取締役<br>平成11年7月 三菱商事ロジスティクス株式会社入社 ソ<br>リューション部長<br>平成19年7月 株式会社U.P.n.P. 代表取締役（現任）<br>平成28年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社U.P.n.P. 代表取締役                                         | -株                  |
| 3          | 川 井 崇 司<br>(昭和50年5月9日生)  | 平成22年3月 株式会社すごい会議どうえ設立 代表取締<br>役社長（現任）<br>平成28年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社すごい会議どうえ 代表取締役                                                                                                                             | -株                  |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 永井文隆氏、立松進氏、及び川井崇司氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 当社は、永井文隆氏、立松進氏、及び川井崇司氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づ  
く独立役員として届け出ております。  
4. 永井文隆氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての専門的な知識・経験等  
を有していることから、引き続き当社の経営及び監査にこれらを活かしていただけると判  
断したためであります。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認  
会計士として企業会計のコンサルタントに従事されてこられた経験から、社外取締役とし  
ての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。  
5. 永井文隆氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。社外取締役として  
の在任期間は本総会終結の時をもって3年となり、監査等委員である取締役としての在任  
期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

6. 立松進氏を社外取締役候補者とした理由は、物流、ロジスティクスの分野に精通しているとともに、経営者及び経営コンサルタントとしての豊富な経験及び知見を有していることから、当社の経営及び監査にこれらを活かしていただけると判断したためであります。
7. 立松進氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
8. 川井崇司氏を社外取締役候補者とした理由は、経営マネジメント、人材育成の分野に精通しているとともに、経営者及び経営コンサルタントとしての経験及び知見を有していることから、当社の経営及び監査にこれらを活かしていただけると判断したためであります。
9. 川井崇司氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)         | 略 歴 及 び 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                            | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 大 森 彩 香<br>(昭和53年9月28日生) | 平成18年10月 三宅・今井・池田法律事務所入所<br>平成20年10月 ウィザーズ総合法律事務所開設<br>平成21年6月 当社社外監査役<br>平成23年9月 濱田法律事務所入所（現任） | －株                     |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者の大森彩香氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、かつ、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3. 大森彩香氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は、弁護士として専門的な知識と経験を有しており、これらの知識と経験から、当社の監査等委員である社外取締役として適切な助言・提言をしていただけるものと判断したためです。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

以 上

[illegible]

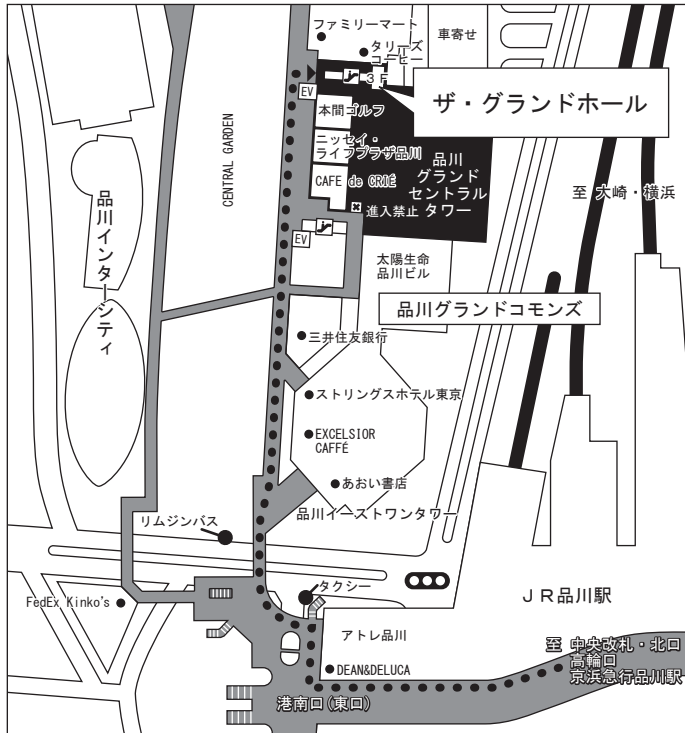
## 株主総会会場のご案内図

会場：ザ・グランドホール

東京都港区港南二丁目16番4号

品川グランドセントラルタワー 3階

電話 03-5463-9971



交通機関

《電車》JR 品川駅 中央改札より徒歩8分

(お願い)

会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。